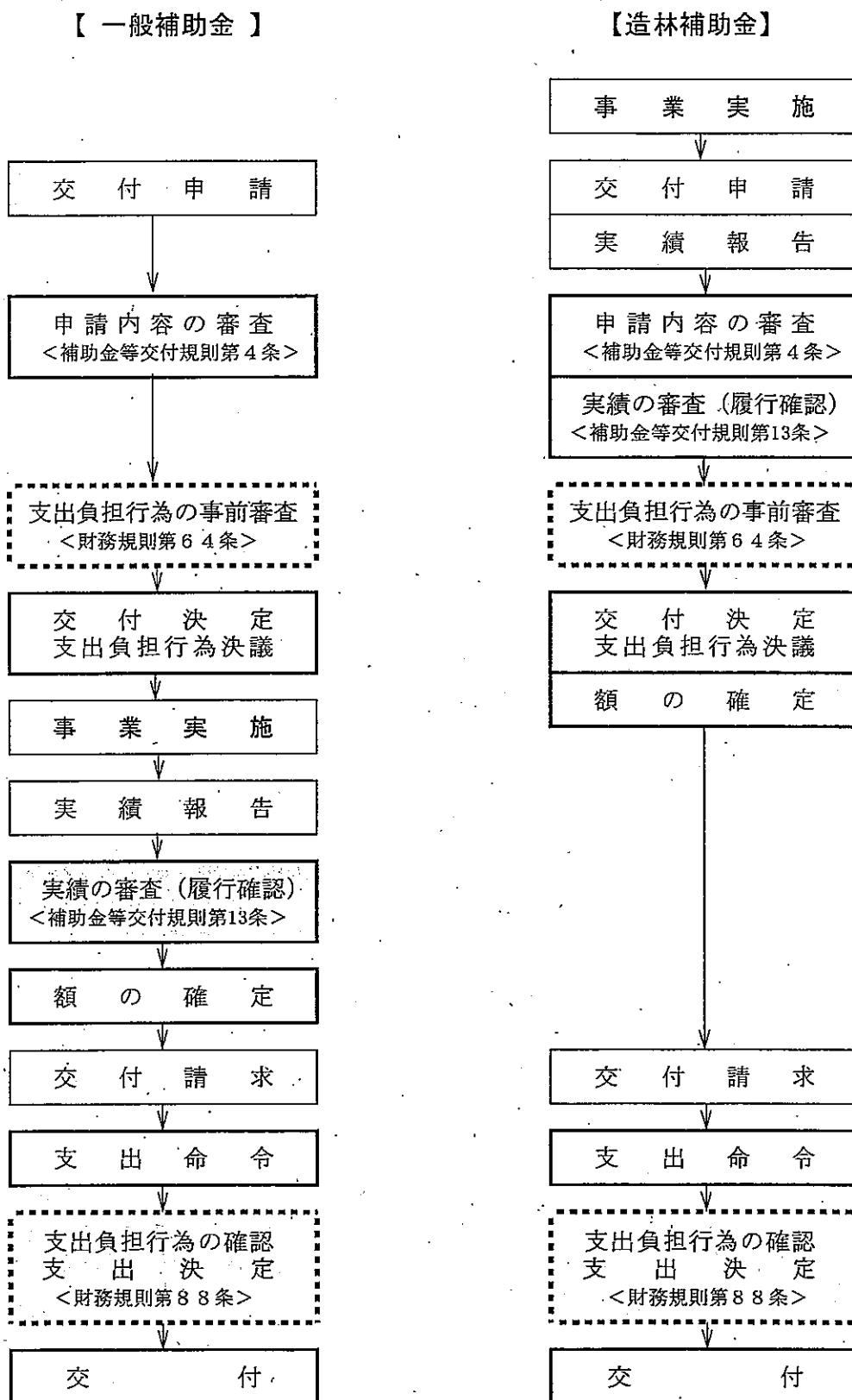


参考資料（資料1）

補助金交付に係る事務フローについて



: 補助事業者 : 地方事務所 : 会計センター
(執行機関) (出納機関)

みんなで支える里山整備事業フロー図

事業主体

森林所有者

地方事務所

森林所有者・事業主体・地方事務所長の協定締結(国補助金:環境林整備事業併用の場合)

森林所有者・地方事務所長の協定締結
(国補助金:森林環境保全直接支援事業併用、税単独事業の間伐等の場合)

- 造林補助金申請書類作成
・補助金交付申請書
・実行総括表
・実行内訳書
・実行経費内訳書
・位置図
・実測図
・作業者の社会保険等加入実態状況調査表
・作業写真(測量実施・搬出・作業完了の各状況)
・単価決定根拠資料 ……その他申請に必要な資料

申請書受理

書類調査

現地調査
※調査内規による。
無作為抽出結果により省略
される案件あり。

事業調査調書作成
補助金査定調書作成

補助金交付確定通知受理

補助金交付確定

補助金交付請求書提出

補助金交付
請求書受理

補助金受領

補助金支払

補助金査定調書を
林務部長あて提出

森林GISに施業履歴反映
(県庁対応)

【参考資料】

地域で進める里山集約化事業の選定について

1 事業の要望について

- 地方事務所では、市町村やAG活動を通じて、地域や事業体等へ事業の内容や手続き等を普及している。
- 「地域で進める里山集約化事業実施要領」に基づき、前年度の12月25日までに市町村長を通じ、地方事務所長に予定調書を提出するよう定めている。
- 地方事務所長は市長村長から提出された予定調書についてその計画性を検討のうえ、管内の予定総括表を1月20日までに林務部長に提出することとしている。
- 林務部長は提出された予定総括表に基づき、毎年度の予算措置の状況を勘案して各地方事務所へ交付金額の内示を行うことと定めている。

2 事業の公平・公正について

- 地方事務所林務課では、管内の市町村から提出された予定調書について、事業内容や事業効果等について検討し、市町村ごとのバランスに配慮しながら予定総括表を作成し、県庁の担当課へ提出している。
- 県庁の担当課では、地方事務所ごとの地域バランスに配慮したうえで、予算を配当している。
(近年は予算額に対し要望額が下回っている状況。)

3 その他

- 地方事務所ごとに要望量にバラツキがあり、要望が無い地方事務所もあることから、改めて事業の趣旨、内容について事業対象者に広くPRし、事業箇所の拾いだしを行いたい。

【参考資料】 森林づくり推進支援金

◎ 事業項目別内訳

(金額単位: 千円)

事業項目及び主な内容	地方事務所数	市町村数	事業数		事業費	
			事業数	占有率	事業費	占有率
1 みんなの暮らしを守る森林づくりに資する取組	10	56	71	52.2%	81,856	63.5%
① 独自の嵩上補助の新設・拡充	6	15	15	11.0%	13,952	10.8%
② 松くい虫被害防除等病虫害防除の取組	9	28	32	23.5%	46,754	36.2%
③ 景観形成に資する森林整備の取組	7	21	24	17.6%	21,150	16.4%
④ 水源林の取得に要する経費の支援	0	0	0	0.0%	0	0.0%
2 木を活かした力強い産業づくりに資する取組	9	26	32	23.5%	21,647	16.8%
① 展示効果の高い公共的施設等における木質化等	7	15	15	11.0%	10,783	8.4%
② 公園等における木製遊具ベンチ・テーブル等の導入	3	6	8	5.9%	4,576	3.5%
③ 学校教育の教材等として県産間伐材の材料提供	1	2	2	1.5%	1,215	0.9%
④ 搬出間伐を推進する取組	2	3	4	2.9%	3,424	2.7%
⑤ その他県産間伐材や木質バイオマス利活用を進める取組	3	3	3	2.2%	1,649	1.3%
3 森林を支える豊かな地域づくりに資する取組	8	28	33	24.3%	25,477	19.8%
① 地域森林委員会等の組織化や活動の支援	3	3	3	2.2%	2,952	2.3%
② 森林環境学習の場の整備や森林環境教育の取組	2	3	3	2.2%	726	0.6%
③ NPOや地域住民等との協働による森林づくり活動	4	6	6	4.4%	3,039	2.4%
④ 地域住民等が森林に触れる機会や森林セミナーの取組等	1	1	1	0.7%	300	0.2%
⑤ 野生鳥獣の被害防止にかかる緩衝帯整備等の取組	7	20	20	14.7%	18,460	14.3%
計	10	77	136	100.0%	128,980	100.0%

◎ 事業の選定について

- 森林づくり推進支援金の事業選定については、「森林づくり推進支援金事業選定要領」に基づき、市町村から地方事務所に提出された計画書に基づき、事業ごとに下表の項目で行っています。
- 計画書では、「基本配分枠」(市町村の均等割、納税義務者数割、民有林面積割により市町村ごと積算)と「重点配分枠」(間伐計画面積割により地方事務所ごとに積算)に事業を分けて作成します。
- 基本配分枠については、第1次選定のみとし、地方事務所長が「地域会議」に選定結果を報告するとともに、重点配分枠については、第2次選定に当たって、地域会議の意見を聴いた上で、最終的に地方事務所長が事業の採択を決定します。

区分	項目	評価の観点
1次選定	長野県森林づくり県民税活用の趣旨及び長野県森林づくり指針への適合性	ア 森林の有する多面的機能の維持増進及び持続的な発揮に資するものであること イ 公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策であること ウ 長野県森林づくり指針（平成22年11月改定）の基本方針に基づく施策であること エ その他、地方事務所長が必要と認める施策であること
2次選定	必要性	地域の実情や住民ニーズに対応した計画であること
	具体性	課題解決の目的をもっており、具体的な事業内容であること
	有効性	事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
	継続性	単発的でなく、地域に根ざした事業として継続性、発展性が認められること
	普及性	事業の効果が県民等の目に見える形で発現されるものであること

◎ その他

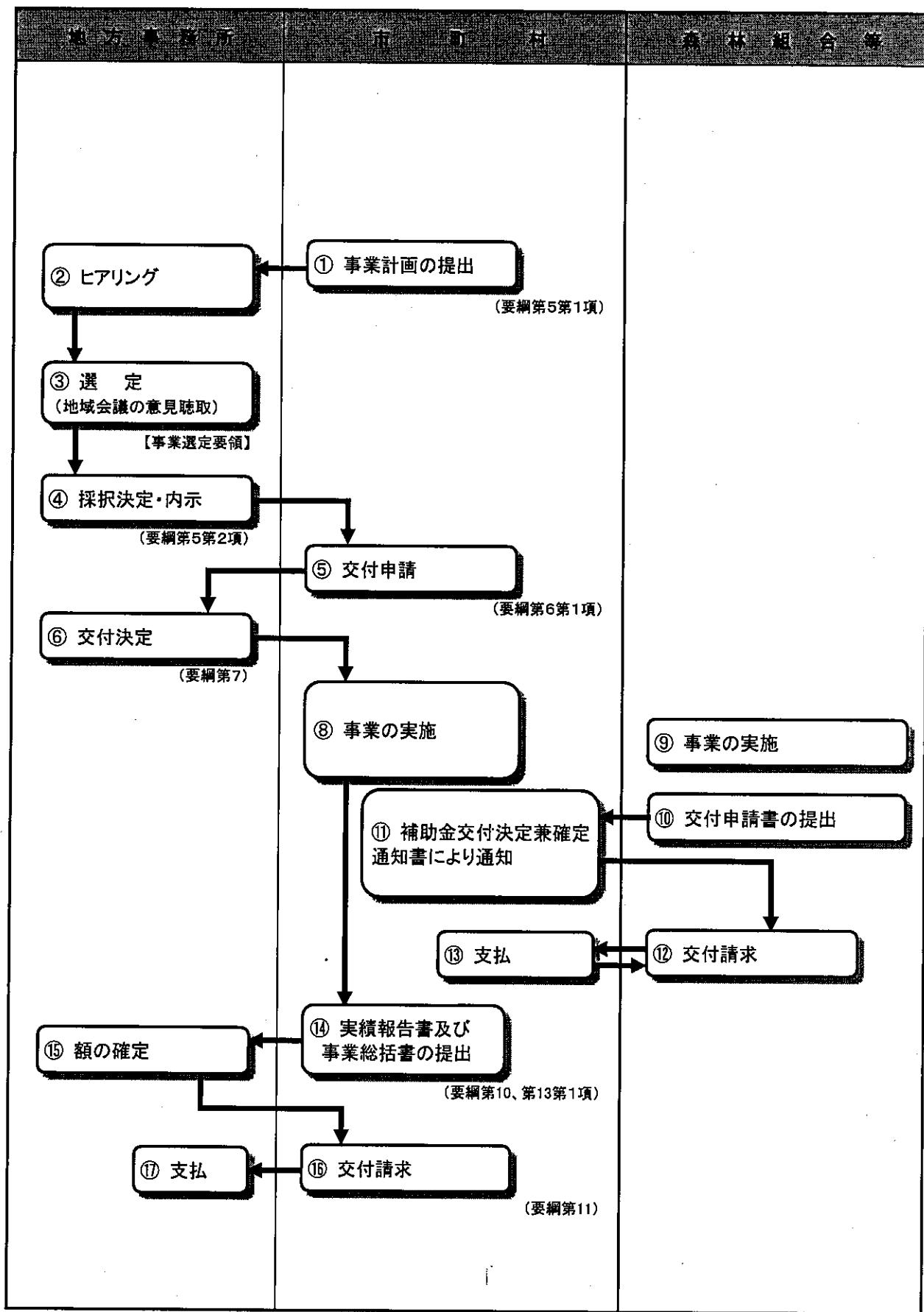
- 以下の事業については交付の対象としていません。

- ① 県が交付する補助金等の交付対象となる事業（市町村独自の嵩上げ補助に係る森林整備事業、地域発元気づくり支援事業及び長野県市町村合併特例交付金を除く）
- ② 地域発元気づくり支援事業及び長野県市町村合併特例交付金の交付を受けた事業
- ③ 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ④ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- ⑤ 分担金又は負担金としての市町村支出事業 など

- 以下の経費については交付の対象としていません。

- ① 既存事業の財源振替とする事業に要する経費
- ② 施設の維持管理に要する経費
- ③ 車両購入費等汎用性のある備品の購入に要する経費
- ④ 市町村職員の給与に要する経費 など

○ 間接補助事業の場合のフロー



【参考資料】

信州の木活用モデル地域支援事業の選定について

1 事業の審査方法と審査基準

(1) 審査方法

林務部内に設置した選定委員会における審査及び「みんなで支える森林づくり県民会議」（以下「県民会議」という。）における意見聴取を行い、知事が最終的な選定をします。

(2) 審査基準

選定委員会では、下記の事項について審査を行い選定します。

ア 地域の実情や住民ニーズに対応しているとともに、公益性の高い事業であること

イ 事業の確実性、有効性が認められること（関係者の合意形成、関係法令等に係る必要な諸手続き、費用対効果、実施時期、計画の熟度等）

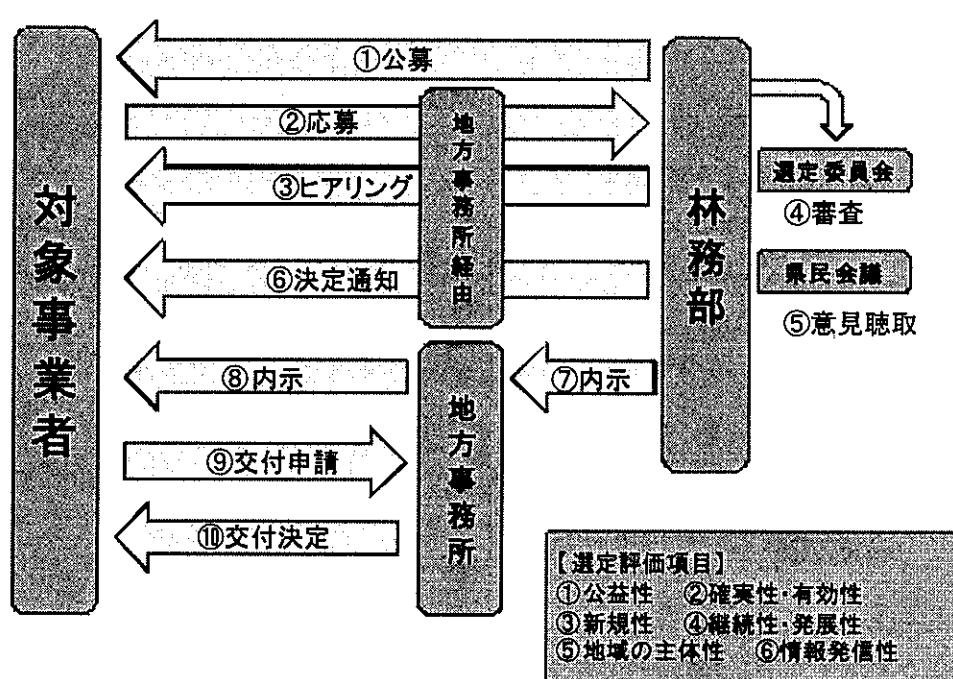
ウ 新たな視点や仕組みを取り入れる等、事業の新規性が認められること

エ 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画等）

オ 市町村が事業主体の場合は、地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。その他の場合は、事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること

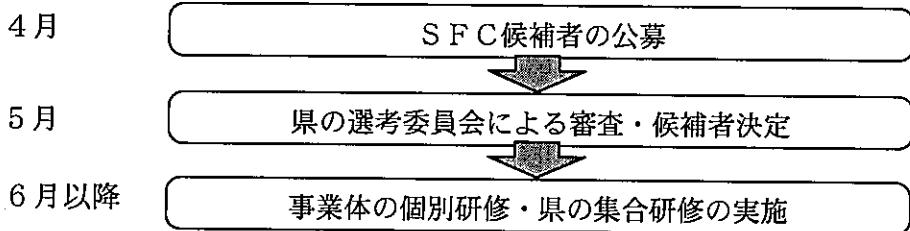
カ 一般県民に対して、情報発信性の高い事業であること

2 公募から交付決定までの概要



【参考資料】 信州フォレストコンダクター（SFC）育成事業

1 事業の仕組み



- 候補者の募集、決定にあたっては以下のとおり公平性を確保している。

- ・ 候補者の募集は公募制とし、年度当初にプレスリリースするとともに、県ホームページに掲載するなど、広く周知。
- ・ 県が設置する選考委員会（審査員：6名）にて、応募者の地域の課題、今後取り組みたい活動、個別研修計画、事業費等を説明していただき、審査員が採点の上、予算額の範囲内で点数上位の者から候補者を決定。

2 各地域におけるSFCの人数について

- 以下のとおり、30名のSFCについて、地方事務所別の登録状況をみると、各所ごとに2～4名と地域別に見て大きな人数の差はない。

地方事務所	人数	地方事務所	人数	地方事務所	人数
佐久	4名	下伊那	2名	長野	4名
上小	2名	木曽	4名	北信	3名
諏訪	2名	松本	3名	県全体	1名
上伊那	3名	北安曇	2名	合計	30名

3 各地域におけるSFCによる活動の進度について

- 各SFCの活動地域における林業の現状や、所属する林業事業体の本来業務との兼ね合いで、SFCごとに活動の進度は異なっている。
- 平成28年度からは、「信州フォレストコンダクター活動支援事業」により、公的な立場にある県が、各地域におけるSFCの活動円滑化に向けた活動基盤づくりの取組を支援し、全地域でSFCの自発的な活動が行われるよう促していく。

[事業による具体的な支援内容（例）]

- ・ SFCの存在や役割を地域の関係者に周知・認識させる取組
⇒ 各地域の林業・木材産業の課題解決のために、SFCと県が連携して研修会や先進地視察等を企画・運営
- ・ SFCのスキルアップと活動の広域化に向けた取組
⇒ 連携会議や森林フォーラム等の場で、SFCの活動が特に活発な地域の事例をSFC間で共有するとともに、県内の林業・木材産業関係者に向けて情報発信

【参考資料】

森林（もり）の里親促進事業

1 事業の実施について

- 本事業については、フォーラムや銀座NAGANOでの里親講座の開催、県ホームページへの掲載等により広く企業に対してPRするとともに、本事業に興味を持った企業や、東京・名古屋・大阪事務所等からの紹介、各機関からの情報提供等により、里親候補となる企業等へ営業している。
- 実施を希望する企業からの要望・要請を踏まえ、里子となる地域へ打診し、契約に向けて調整している。
- 里子となる地域から、地元企業や地域と関係のある企業を紹介された場合は、企業等へ打診し、契約に向けて調整している。

2 営業から契約までの流れについて

- 当該事業は、事業内容や活動内容・支援内容等について、里親・里子の両者ともに納得を得るまで対話を進め、契約を締結する、時間を要する事業である。
- 対話を進める際に、企業等の都合や意向により、契約に至らないケースもあるが、膝を付け合せた話し合いの結果が、契約に結び付くため、営業活動や、各種広報（フォーラム・講座）など、地道な活動が重要となる。
- 里親及び里子の対話等、契約までに時間をかけることにより、契約後の活動がスムーズに行われている。

長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸收評価審査要領

(趣旨)

第1条 森林のCO₂吸収量を評価・認証するに当たり、長野県の森林CO₂吸収評価審査委員会が行う審査の方法については、この要領の定めるところによるものとする。

(認証の要件)

第2条 認証の対象となる森林が、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 認証予定の森林が「森林の里親促進事業」の対象の森林であること。
ただし、極めて先導的な事案で、知事が特に必要と認め、かつ、委員会の同意を得た案件については、この限りではない。
 - (2) 森林法第5条の対象森林（今後、対象となることが確実である森林を含む。）、又は、国有林野の管理経営に関する法律第9条の分収造林若しくは第17条の2の分収育林の対象森林であること。
 - (3) 間伐等の施業が適切に完了しており、将来、健全な森林として生育することが期待できること。なお、間伐等の施業が適切に完了していることの判断基準は、(表1)のとおりとする。
 - (4) 持続的な森林経営が確保される見込みがあること。
- 2 前項の条件をすべて満たしている場合であっても、キノコ原木生産等を目的とした短伐期施業の森林は認証の対象としない。
- 3 その他、認証に支障がないこと。

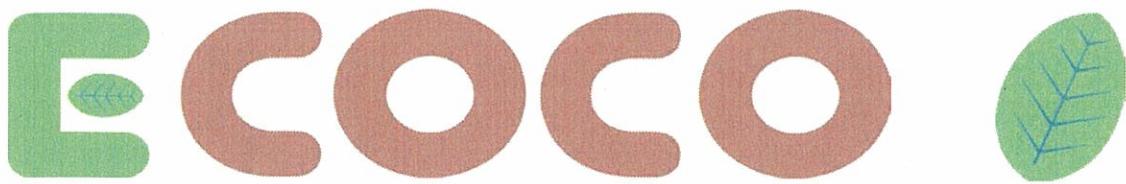
なお、委員会での審査過程を明確にするため、(別紙) 長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証審査チェックリストに必要事項を記入し、委員会の意見書に添付する。

附則 この要領は、平成28年1月1日から施行する

(表1)

間伐等の施業が適切に完了していることの判断基準

施業の内容	判断基準	説明
間伐及び除伐	定量的判断基準	間伐率が適正であること ・林況に応じた適正な間伐率により実施されていること
	定性的判断基準	(1) 林地残材処理の項目 ・林地残材は玉切、地付けがされていること (2) 亂雑整備の項目 ・かかり木や林地残材流亡の危険性がないこと (3) 撃乱整備の項目 ・集材による林地荒廃や土壤浸食が発生していないこと (4) 持続性消滅の項目 ・残存木の損傷、樹木衰退が見られないこと
新規植林及び再植林	定量的判断基準	植林面積、森林の最小幅が適正であること (0.1ha、最小幅20m)
		活着率が適正であること ・植林木の保育により、適切な活着率であると認められること (活着率は80%以上。51%以上80%未満の場合は補植が必要)
	定性的判断基準	食害、食圧、病害虫による被害がないこと



長野県産材 CO₂ 固定量認証制度

長野県では、2014年4月から「長野県CO₂固定量認証制度」を開始しました。

この制度は、県産材を使用した住宅等の建築や内装木質化を行う施主、また木製品の製造者や購入者に対し、「県産材利用の環境貢献度」を数値化し認証証書を発行することで、木を使うことが地球温暖化防止につながり、さらに地域の森林整備が促進されることを広くPRすることを目的としています。（※2015年9月14日適用で、一部基準の改正を行っています。）



ECOCO

木材は吸収したCO₂を自身に蓄える「炭素の固定」をしています。
住宅や家具などに木材を利用するることは、CO₂の固定量が増えて地球温暖化防止に貢献する、地球上にやさしい行動です。

<認証の対象>

認証の対象は、長野県産材を使用した住宅、事業所等の建築物や公共建設工事、また家具・建具、オフィス用品等の木製品と、木製品を購入していただいた企業等です。

(住宅等の認証)

- ・県産材で建てられた住宅等の建築主、住宅の内装木質化やリフォーム工事等の施主や事業者、木造公共施設等に対して認証証書を発行します。

(木製品認証)

- ・県産材を使った木製品を認証し、製品に認証ラベル表示して販売することができます。
- ・認証された木製品を、たくさん購入していただいた企業等にも認証証書を発行します。



ECOCO

認証した住宅や事業所、公共施設、木製品の購入者には、使った県産材の量に応じて「CO₂固定量」や「森林整備貢献面積」を表示した「認証証書」を発行します。県産材を利用することを「見える化」して環境貢献度を具体的に評価できます。

<対象となる木材>

認証の対象とする木材は「信州木材認証製品センターの認証製品」又は「長野県県産間伐材供給センター協議会が証明する土木用材」となります。



ECOCO

認証する住宅や木製品に使用する県産材は「信州木材認証製品センター」の認証製品です。木材については、持続可能な森林から合法的かつ計画的に伐り出され、産地証明のしっかりしているものが求められています。

CO₂固定量認証制度の申請について

<申請の流れ>



<申請の時期>

- 新築・増築、リフォーム及び内装木質化の場合 → 木材使用量が確定したとき
- 木製品の設置の場合 → 製品が完成したとき
- 木製品の購入の場合 → 商品が納品されたとき

<県産材使用量等について>

- 新築（民間建築物） → 県産材を5m³以上かつ木材全体使用量の30%以上使用
- 新築（公共建築物） → 県産材を木材全体使用量の30%以上使用
- リフォーム → 県産材を1m³以上使用
- 内装木質化 → 県産材を0.3m³以上使用
- 木製品の購入・設置 → 10年以上の使用が見込まれるもの（使用量は問わない）

<認証証書について>

認証証書には「CO₂固定量」や「森林整備貢献面積」等を記載します。

また、新築や内装木質化については、県産材の使用量に応じて以下のとおり段階的な評価を付加します。

<民間建築物の新築の場合> (材積及び延床面積あたりの材積又は使用割合)

- ★★★★★ (五つ星) 12m³以上使用し、0.16m³/m²以上又は全体木材使用量の80%以上使用
- ★★★ (三つ星) 12m³以上使用し、0.14m³/m²以上又は全体木材使用量の50%以上使用
- ★ (一つ星) 5m³以上かつ全体木材使用量の30%以上使用

<内装木質化の場合> (材積)

- ★★★★★ (五つ星) 1m³以上使用
- ★★★ (三つ星) 0.5m³以上使用
- ★ (一つ星) 0.3m³以上使用



[ECOCO]

木の妖精として森から生まれたECOCO。生まれたばかりなので体は幼児体系。ボッコリ膨らんだおなかにはCO₂がたっぷり。生まれて初めて街に出たことで「驚き」と「好奇心」の表情。その眼差しはまっすぐに明るくクリーンな将来を見据えている。

<申請書類について>

認証の申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 申請書

- ・新築、内装木質化、リフォーム、木製品の購入の場合（様式第1－1号）
- ・公共施設の場合（様式第1－2号）
- ・木製品の製造の場合（様式第1－3号）

(2) 添付書類

建築物等	・木材使用料算出表(様式第4号)、信州木材認証製品出荷証明書 位置図、平面図、完成写真他
木製品	・製品仕様書、写真等、信州木材認証製品出荷証明書 売買契約書等の写、納品書の写、設置の写真等

※申請様式は県のホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/sangyo/ringyo/kensanzai/ecoco.html>

からダウンロードできます。

<認証制度の活用について>

(個人)

- ・県産材で住宅を建てるにより、地域の森林整備や環境保全に貢献できます。
- ・住宅ローンの金利優遇が受けられます。（金融機関によって内容が異なります）

金利優遇を受けられる金融機関

八十二銀行・長野銀行・長野県信用組合・長野県JAバンク・長野県労働金庫
長野信用金庫・松本信用金庫・諏訪信用金庫・アルプス信用金庫・飯田信用金庫

(企業・公共施設)

- ・環境にやさしい建物として、地域住民や顧客にPRできます。
- ・木製品を導入することが、企業の環境貢献活動としてPRできます。

(工務店等)

- ・環境にやさしい住宅として、営業活動に利用できます。
- ・建売住宅等に認証証書を飾って、PR販売できます。

(木製品の製造者)

- ・CO₂固定量や産地を表示することで、森林整備や地球環境に配慮した環境にやさしい商品として販売できます。



【木ってステキ】 木材は住空間の中で、さまざまな恩恵をもたらしてくれます。木の香りはリラックス効果があり、ダニなどの防除作用を持っています。また、熱などが伝わりにくく他の素材よりも暖かみを感じることができます。木は私たちに安らぎを与えてくれます。

ECOCO 評価一覧表

		公共建築物（木材利用促進法第2条に定める公共建築物※1）			公共土木工事
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化		
対象	新築又は改築※2		増築又は改裝	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	土木工事全般
長野県産材の使用量 (必須条件)	全体木材使用量の30%以上		1 m ³ 以上	0.3m ³ 以上	5m ³ 以上
★★★★★ (五つ星)	80%以上使用	5m ³ 以上使用	1m ³ 以上使用	15m ³ 以上使用	
★★★ (三つ星)	50%以上使用	3m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	10m ³ 以上使用	
★ (一つ星)	30%以上使用	1m ³ 以上使用	0.3m ³ 以上使用	5m ³ 以上使用	
		民間建築物（住宅等、公共建築物以外）			木製品
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化		
対象	新築又は改築※2		増築又は改裝	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	木製品及び木製品の設置工事等
長野県産材の使用量 (必須条件)	5m ³ 以上使用かつ30%以上		1m ³ 以上	0.3m ³ 以上	長期間（概ね10年以上）の使用が見込まれる商品
★★★★★ (五つ星)	12m ³ 以上使用し、0.16m ³ /m ² 以上又は県産材80%以上使用	5m ³ 以上使用	1m ³ 以上使用		
★★★ (三つ星)	12m ³ 以上使用し、0.10m ³ /m ² 以上又は県産材50%以上使用 ※「環の住まい」の必須条件	3m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	全て	
★ (一つ星)	5m ³ 以上使用かつ30%以上使用	1m ³ 以上使用 ※信州型住宅リフォーム助成金の要件に該当	0.3m ³ 以上使用		

※1 木材利用促進法第2条に定める公共建築物

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公共に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
(政令で定める建築物)
 - 一 学校 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設、三 病院又は診療所、四 体育館、水泳場などの運動施設、五 図書館、青年の家などの社会教育施設、六 鉄道の駅など公共交通機関の旅客施設、七 高速道路のサービスエリア等の休憩所

※2 「改築」:建築基準法の用語の定義を準用し、建築で、從前と構造・規模・用途が著しく異なるものを言う。

【参考資料】

木育推進事業の選定について

1 事業の審査方法と審査基準

(1) 審査方法

地方事務所からの要望調査内容について、地方事務所担当者と申請予定者で事業内容についてヒアリングを実施する。その後地方事務所担当者と県庁担当課で事業ごとにヒアリングを実施し、その内容を踏まえ予算措置の手続きを実施している。

地方事務所では申請予定者からの事業計画の内容について地域会議での意見を踏まえ、県庁担当課に事業計画の承認申請をし、決定の手続きを実施している。

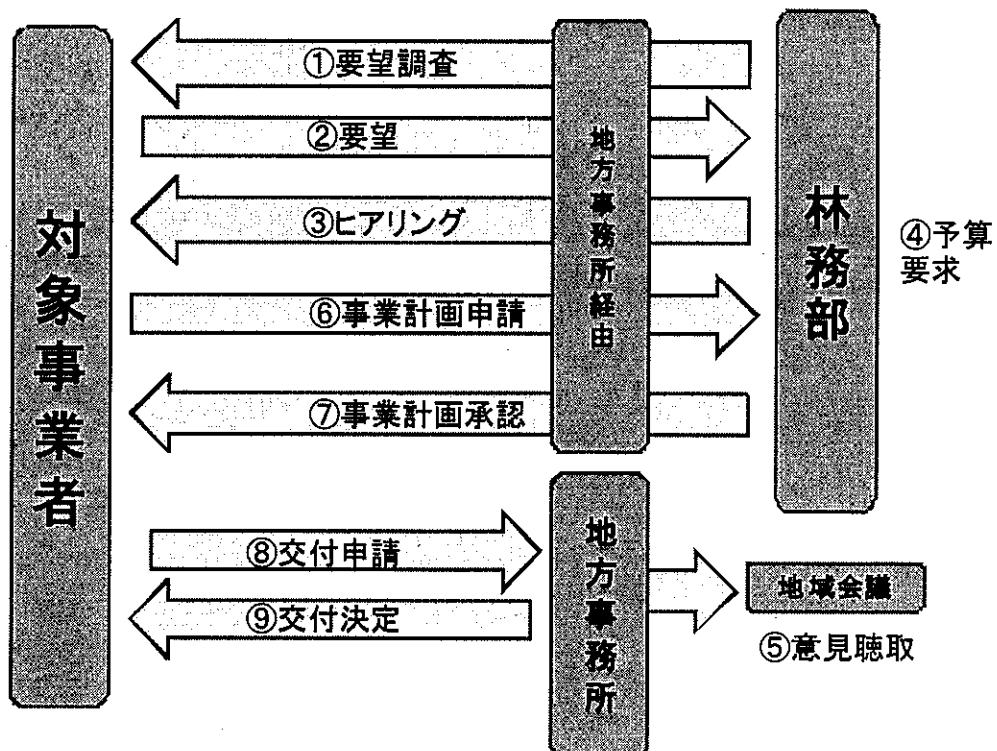
(2) 審査基準

ア 補助対象となる年度を含んで、自力による活動を3年以上継続することが可能と見込まれるか。

イ 地域に密着した活動であること

ウ 原則として、補助対象活動の内容を公表できること

2 交付決定までの概要



【参考資料】

里山活用推進リーダー育成事業の選定について

1 事業の要望について

- 地方事務所では、市町村やAG活動を通じて、地域や林業研究グループ等へ事業の内容や手続き等を普及している。
- 「里山活用推進リーダー育成事業実施要領」に基づき、事業実施主体が事業を実施しようとするときは事業計画書を作成し、地方事務所長に提出するものとしている。
- 地方事務所長は計画書の内容を審査し、意見書を付して知事に提出するもとしている。
- 知事は地方事務所長から提出された事業計画書の内容を審査し、地方事務所を経由して、事業実施主体に対し承認を行うものとしている。

2 事業の公平・公正について

- 地方事務所林務課では、管内の事業実施主体から提出された事業計画書について、事業内容や事業効果等を審査してから、意見書を付して県庁担当課へ提出している。
- 県庁の担当課では、事業計画書の事業内容や事業効果等を審査し、地方事務所ごとの地域バランスに配慮したうえで、予算の範囲内で事業承認を行っている。
(平成27年度は予算額に対し要望額が下回っている状況。)

3 その他

- 平成27年度は10地域全てから要望があった。